

# 宇部市有機農業者登録制度実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、宇部市有機農業推進計画に基づき、有機農業者を登録するために必要な事項を定めるものである。

## (定義)

第2条 有機農業者とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業に取り組む者とする。

## (申請者)

第3条 第1条の規定による登録申請をすることのできる者は、宇部市に住所を有し、販売を目的とした農産物の生産を行い、前条に規定する有機農業に取り組む者とする。ただし、「有機農産物の日本農林規格」別表1の肥料及び別表2の農薬については使用することが可能とする。

## (申請)

第4条 宇部市有機農業者にかかる登録（以下「登録」という。）の申請をする者は、原則として有機栽培等を開始する前に申請書および栽培管理状況（計画）を提出するものとする。登録後、登録内容に変更が生じた場合は再度申請書を提出するものとする。

## (報告)

第5条 登録の申請を行った者は、市からの求めがあった場合には提出するものとする。

## (審査)

第6条 登録申請若しくは、栽培管理状況の提出が行われたときは、市は速やかに内容の審査を行うものとする。その際、市は有機農業に関して知識や経験を有する農業者等に助言を求めることが出来る。

## (現地調査)

第7条 市は、登録申請に係るほ場等の現地調査を必要に応じて行う。

2 申請者は調査への立ち会い、書類の説明等について協力しなければならない。

### **(登録及び期間)**

第8条 第6条及び前条による確認後、適当と認められる場合においては、申請者に対し、登録証の交付を行うものとする。

### **(表示)**

第9条 農産物の表示については、従来の法律や認証制度に基づくものとし、この登録制度によって新たな表示を可能にするものではない。

### **(罰則規定)**

第10条 申請、栽培管理状況等における虚偽記載等を認めた場合には、登録を取り消すとともに、取り消しの日から3年間、当該者の登録を行わないものとする。

### **(その他)**

第11条 この要領に定めるもののほか、登録に必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

(参考)

## 有機農産物の日本農林規格(抜粋)

制 定	平成12年1月20日農林水産省告示第59号
一部改正	平成15年11月18日農林水産省告示第1884号
全部改正	平成17年10月27日農林水産省告示第1605号
一部改正	平成21年8月27日農林水産省告示第1180号
一部改正	平成24年3月28日農林水産省告示第833号
最終改正	平成27年12月3日農林水産省告示第2597号

別表1

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は収穫後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排泄物由来の資材	家畜及び家さんの排泄物に由来するものであること。
食品工場及び種工場からの畜畜水産物由来の資材(●)	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材(●)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バーク堆肥(●)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く。)	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰(●)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したものと及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉱石を粉砕したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰(苦土生石灰を含む。)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土壌成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鹹さいりい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

よう成りん肥 塩化ナトリウム リン酸アルミニウムカ ルシウム 塩化カルシウム 食酢 乳酸 製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び 固結防止材  その他の肥料及び土 壌改良資材	<p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。</p> <p>海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。</p> <p>カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。</p> <p>植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。</p> <p>植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(燃焼、焼成、溶解、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限る、使用することができる。</p>
---	---

- (注1) (●)印の資材については、本事業においては別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無にかかわらず使用できます。
- (注2) 汚泥を使用する場合には、申請者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであり、化学的に合成された物質が一切含まれていないことを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限られると考えられます。

別表2

農薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレ トリン乳剤 なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 デンプン水和剤 脂肪酸グリセリド乳 剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出 物液剤 炭酸水素ナトリウム 水溶液及び重曹 炭酸水素ナトリウム・ 銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬	<p>除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</p> <p>捕虫器に使用する場合に限ること。</p> <p>ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。</p> <p>ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。</p>

<p>天敵等生物農薬・銅水和剤  性フェロモン剤  クロレラ抽出物液剤  混合生薬抽出物液剤  ワックス水和剤  着着剤  二酸化炭素くん蒸剤  ケイソウ土粉剤  食酢  磷酸第二鉄粒剤  炭酸水素カリウム水溶液  炭酸カルシウム水和剤  ミルベメクテン乳剤  ミルベメクテン水和剤  スピノサド水和剤  スピノサド粒剤  還元澱粉糖化物液剤</p>	<p>農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。</p> <p>カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。  保管施設で使用する場合に限ること。  保管施設で使用する場合に限ること。</p> <p>銅水和剤の葉害防止に使用する場合に限ること。</p>
---	---